

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	日本における労働者としての南米日系人に関する研究
Author(s)	ベージェ ビアンカ,
Citation	日本語・日本文化研修プログラム研修レポート集, 19期 : 30 - 41
Issue Date	2005-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00038844">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00038844</a>
Right	
Relation	



# 日本における労働者としての南米日系人に関する研究

ベーグレ・ビアンカ

## 1. はじめに

日本は、世界の中で外国人労働者の力を使わずに経済成長を達成した数少ない国の一つである。しかし、1980年代からは経済が外国人労働者に依存するようになってきたことは否定できない。日本で不法に就労している外国人の地位を法的に認める様々な国際的な組織による要求にもかかわらず、日本政府は日本の労働市場の開放を厳格に拒絶している。その理由は、ドイツの悪例を見て外国人労働者の移民は様々な社会問題を引き起こすのではないかという危惧にある。増加してきた外国人労働者の不法入国を止めるため、日本政府は1990年に入管法を改正した。しかし、ほとんどの日本の中小企業にとっては、その外国人労働者は欠かせない存在であったため、補充員を見つけなければならなくなった。従って、1990年日本政府は入管法の改正を通して、ある「外国人」を単純労働者として認めた。それは、昔海外に渡った日本人の子孫、つまり日系人である。この日本政府の行為は、「血のつながり」の根拠によって受け入れる人を区別するため、差別的であると、特にアジアの国々から批判されている。そのため、日本政府は日系人の受け入れを次のように根拠づけた。「海外日系人は、その日本語能力、日本国籍の有無に拘わらず、居住国及び我が国の双方をよく理解しうる立場にあり、我が国と居住国との「懸け橋」となりうべき存在である。」<sup>1</sup>。しかし、他国で生活を送ってきた日系人は果たして両国を理解できる存在だろうか。そして、日本政府が恐れた移民によるあらゆる問題は、日系人の移民の場合には、果たして起こらないのだろうか。

このレポートでは、日系人の歴史、日本における外国人の不法入国問題、それに伴う南米日系人の「帰国」の記述によって、南米日系人は果たして不法外国人労働者の代用になるかどうか、そして彼らの血縁にもかかわらず、やはり社会的な問題が起こらないかどうかを研究する。

## 2. 日系人の歴史

日本人が初めて自由に外国に行けるようになったのは、明治時代からである。その

---

<sup>1</sup> 外務省ホームページ、[www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/gaiyo/mede/nikkei.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/gaiyo/mede/nikkei.html) (2004/05/25)

時まで徳川幕府の鎖国という政策のため国境を渡るのは禁止されていた。明治維新による開国に伴い、日本人は盛んに移民し始めた。その現象の原因は、日本の開国だけではなく、当時の経済状況も一つの原因と見なさなければならない。農民の窮乏、資源の欠乏、そして人口の増加による人口密度の高まりの問題によって日本政府は移民を強調した。また、海外において経済的にも政治的にも権力を得ることも政府の目標であったと言える。

海を渡ったほとんどの日本人は周辺部の農民であり、東北地方よりも中国・九州地方からの移民数が多かった。なぜならば、明治維新によって産業が再編成されていたためである。東北と比べて西南日本は発展していたが、新しい産業が導入されたため、多くの地場産業が衰退した。東北の地方は窮乏に対して墮胎や娘の身売りなどの伝統的な方法を使ったが、西南日本の方は移民の方法を使った。

岡部牧夫によると日本人の移民は以下のように四つの時期に分けられる。

第一期	1884 年まで	端緒的移民期
第二期	1885～1904 年	移民活動の成立期
第三期	1905～1924 年	移民活動の社会化の時期
第四期	1925～1945 年	移民活動の国策化と戦時化の時期

しかし、戦後にも移民が盛んに行われたため、五つ目の時期を付け加えてもいいと考えられる。1945 年から日本が独立した 1952 年までに移民が一旦禁止されたことによって、第五期は 1952 年から現在の時期と言える。

この移民が始まった時から第二次世界大戦の終わりまでの約 80 年間に大勢の日本人が様々な国へ移民したが、このレポートで扱う移民の歴史は南米日系人を主題としたため、南米行きの移民に関係するものに限る。

図表 1 地域別渡航者数 (南北アメリカ)

	アメリカ	ハワイ	カナダ	メキシコ	ペルー	チリ
初年 (人数)	?	1882(5)	1891(181)	1892(39)	1899(790)	1903(126)
1868～1875	596					
1876～1875	305					
1881～1885	770	1,964				
1886～1890	2,760	14,296				
1891～1895	8,329	20,829	2,661	83		
1896～1900	17,370	52,853	6,230	38	790	
1901～1905	1,774	46,973	568	2,066	1, 303	126
1906～1910	7,715	46,650	4,615	8,897	5,843	

1911～1915	20,773	17,846	5,177	145	4,776	53
1916～1920	30,756	16,655	7,196	320	7,456	90
1921～1925	14,849	10,935	4,915	450	2,825	51
1926～1930	1,256	1,546	3,688	1,691	6,347	118
1931～1935			457	650	2,436	57
1936～1941			270	327	1,294	43
計	107,253	230,547	35,777	14,667	33,070	538

	キューバ	アルゼンチン	ブラジル	パナマ	パラグアイ	その他
初年（人数）	1907(4)	1907(1)	1908(799)	1915(2)	1903(1)	1916(1)
1906～1910	4	4	1,714			
1911～1915		195	13,101	2		
1916～1920	104	612	13,576	57		17
1921～1925	198	350	11,349	105		6
1926～1930	265	1,750	59,564	106	1	58
1931～1935	26	1,049	72,661	98		64
1936～1941	19	1,438	16,750	88	708	108
計	616	5,398	188,715	456	709	249

（注） 南北アメリカその他の欄の初年（人数）はボリビア。

（出所） 岡部牧夫『海を渡った日本人』2002.3、14 頁、（国際協力事業団『海外移住統計 昭和 27 年度～平成 5 年度』1994 年、126～127 頁からまご引き）

南米への移民が始まったのは、移民社会森岡商会在 1888 年にペルーの甘蔗農場へ 790 人の契約移民者を送った時である。ブラジルとアルゼンチンを目指したのはアメリカが 1908 年に移民を制限したためであった。アメリカの移民制限が 1908 年から 1920 年代にかけて徐々に厳しくなり、1924 年に移民は完全に禁じられた。従って、キューバ、アルゼンチン、ブラジルへの移民者の数が増加した。ブラジル行きの移民は以上述べたように 1908 年に始まり、それは皇国移民会社で来た 799 人の移民者であった。初めにブラジル移民者がコーヒー農場で労働し、次第に移民会社や個人が土地を手に入るようになり、そこに自営農を目指して入植した。1917 年に国の指導で様々な移民会社が海外興業株式会社に合併し、ブラジル移民業務を独占的に扱った。1921 年からは、内務省が保護、奨励、補助金支給などによって移民者を援助し始めた。政府がなぜそのような積極的に移民者を援助したかという点、ブラジル移民は当時国策になったためである。

アメリカで始まった日本人移民の排斥によって、ブラジルも 1934 年に「外国移民二分制限法」を制定した。移民数が定められて過去 50 年間の移民数の 2 パーセントを越

えてはいけないという内容であった。1939 年以後移民者の数は 1000 人以下に減少した。また、当時大統領ヘトゥリオ・ヴァルガスが移民の教育・文化活動を制限したことに伴って、1939 年に帰国した数は急増した。翌年同じような現象はペルーにも見られた。反日暴動で日本人が営業していた商店が襲撃されて日本へ帰った移民者もいた。その事件によってペルーとブラジルに在住していた日本人の中にはパラグアイへ転住した人もおり、日本からパラグアイへの直接移民も始まった。このようにして、統計によると主なブラジルへの移民はいずれにせよ 1935 年に終わったようである。

以上述べたように移民は第二次世界大戦から 1952 年まで一旦中止になっていたが、その後再開された。移民を再開することは既に 1949 年に衆議院の「人口問題に関する決議」によって決められていた。日本政府はブラジル政府の許可を得て、二つの移民会社を海外移住事業団に統合して、それを通してブラジル移民を積極的に復活させた。この第五期には、60,000 人以上の日本人がブラジルに移住した。1960 年代は、日本が経済成長期に入ったため、移民者の数が一年に 100 人以下に減少し、日本の移民史の終わりと言われている。

現在まで日系人の数は増加し続け、世界における日系人推定数の約 57%は中南米に在住し、その中でも、統計のようにブラジルには全体の約 51%が在住している。

中南米日系人の推定人数

国	推定人数	割合
ブラジル	1,300,000	51.2%
ペルー	80,000	3.1%
アルゼンチン	32,000	1.3%
メキシコ	15,650	0.6%
ボリビア	10,000	0.4%
パラグアイ	7,000	0.3%
コロンビア	2,700	0.1%
チリ	2,600	0.1%
ベネズエラ	800	0.03%
キューバ	800	0.03%
ドミニカ共和国	800	0.03%
ウルグアイ	200	0.008%
中南米合計	1,452,550	57.2%
世界全体合計	2,540,550	100%

(注) 「推定人数」は、日本国籍を有する永住者及び日本国籍を有しないが、日本人の血をひく帰化一世、二世、三世までの者を含む

(出所) 外務省ホームページ：(2004/05/25)

[www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/gaiyo/mede/nikkei.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/gaiyo/mede/nikkei.html)

日系人数の増加と共に、彼らの地位も上昇した。初めの主な移民者は農場労働者の契約移民者であったが、自営農民の数が徐々に増えていった。1928年のブラジルにおいては、自営農 7917 人に対して、農業労働者が 6749 人で数が拮抗し、ここでも上昇の跡が見える。そして、1950年代から南米に定住している日本人の中では、第一次産業部門から他の産業部門への変化があった。この現象は南米での一般的な傾向と同じであるが、日本人の場合では他の原因も大きく関係していた。それは、日本の敗戦に起因しており、ほとんどの移住者はもはや帰国しない決心をしたためである。この決心に基づき、子供に以前よりいい教育を与えるために多くの人は農場を売り、都市でサービス業に勤めたり、小商店を経営したりした。子供達の教育も高くなり、1950年代の後半には、大学に進学した日本人の数は増加し、現在南米日系人は様々な分野で活躍している。

### 3. 1980年代に日本で始まったアジア人の不法入国の問題と原因

アジア人の不法入国問題は、南米日系人が日本に「移民」したことに大きな関係があるため、この章では不法入国の変遷について述べることにする。

戦後の日本への初めての移民は、1970年代後半から1986年にかけて起こった。それは、「ジャパゆきさん」と呼ばれている女性の団体であり、フィリピン、タイ、韓国、その他のアジア諸国の出身者が多いことであった。通例、その「ジャパゆきさん」は違法ブローカーに集められ、「興行ビザ」や「観光ビザ」で日本へ来て、不法残留者として、風俗産業や娯楽産業で従業した。他の入国方法は「偽結婚」や「留学」であった。

1980年代の後半、二番目の移民の段階が始まった。この段階の特徴は全アジアから来た男性の不法労働者が多かった。彼らは「ジャパゆきさん」と同じように、違法ブローカーによって「観光ビザ」で入国し、そのビザの有効期間を越えて、建設業やサービス業などでいわゆる単純労働者として不法従業した。

この二番目の移民の要因としては、「プッシュ要因」と「プル要因」と言われている二つの要因があった。アジアの開発途上国の劣悪な経済状況とその諸国における違法ブローカーの存在がプッシュ要因であり、日本における円高と建設産業関係の中小企業における労働者不足がプル要因であったと言われる。中小企業における労働者不足の要因は少子化に伴う高齢化であったが、子供の高学歴化も一つの要因と見ざるを得ない。なぜならば、良い教育を受けた若者は中小企業について通常いわれるような「きつい」・「汚い」・「危険」の3K部門を避けたいためである。中本博皓によると、彼らの多くが「ソフト」・「セキュリティ」・「スペシャルティ」といった3S部門の職種を選択する傾向が強くなっていったようだ。この様々な要因に従って、1990年に日本における不法滞在者の推定人数は29,000人を越えていた。その中で、上述の要因に

よって、多くの外国人不法就労者は製造業、建設業、サービス業で従業し、詳しく見ると、製造業 52.3%、サービス業 23.9%、卸売・小売業、飲食店 12.9%、建設業 4.9%となっている。就労内容を男女別に見ると、次のようになっている。まず男性は、建設作業員 39.7%、生産工程者 31.6%、労務作業 10.1%、調理人 3.1%、皿洗い 3%となっており、女性は、ホステスなど 46.5%、生産工程者 18.1%、皿洗い 7.9%、ウェイトレス 7.9%となっている<sup>1</sup>。

自己の高い能力に比べてあまりにも低い能力しか必要とされない職種につくと、厳しい労働状況と、日本人と比べての低賃金にもかかわらず、外国人労働者の不法流入は毎年増えてきた。なぜならば、日本において稼いだ給料は自国の給料より何十倍も高かったためである。

#### 4. アジア人の不法入国に伴う 1990 年入管法の改正

不法就労外国人を排除するため、1989 年の終わりに日本政府は出入国管理及び難民認定法（以下入管法と呼ぶ）を改正し、1990 年 6 月 1 日にその入管法を発効した。改正入管法の主要な改正点は不法就労対策と在留資格の整備・拡充であった。不法就労対策の内容は、「①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者、②外国人を不法就労活動させるために自己の支配下に置いた者、③業として、外国人に不法就労活動をさせる行為に関しあつせんした者に対して、3 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金に処する」<sup>2</sup>ことであった。逆に、政府は在留資格の整備・拡充という政策によって以前の 18 の資格を 28 に拡大した。しかし、旧法と改正法の在留資格を比べてみても、いわゆる単純労働者については変化が全くなかった。なぜならば、専門的で日本人では代替できない職業の分野でしか在留資格を拡大しておらず、単純労働者という資格を以前のように認めなかったためである。では、日本政府はなぜ、日本経済にとって欠かせない存在である単純外国人労働者を受け入れないのだろうか。その根拠は以下の点にまとめられている<sup>3</sup>。

- ① 職種の固定化となり、労働市場が二層化するおそれがある。
- ② 景気後退期に外国人労働者の失業問題がおこり、国内全体の雇用情勢の悪化のおそれがある。
- ③ 国内労働者の賃金等の労働条件の向上を阻害するおそれがある。
- ④ 産業の近代化・合理化、産業構造改善に悪影響がある。
- ⑤ 我が国と諸外国との貿易収支の不均衡等を是正するためのいわゆる黒字減らし

<sup>1</sup> 村下博著『外国人労働者問題を斬る』部落問題研究所、1995 年、16 項

<sup>2</sup> 本多淳亮、村下博著『外国人労働者問題の展望』大阪経済法科大学出版部、1995 年、125 項

<sup>3</sup> 本多淳亮、村下博著『外国人労働者問題の展望』大阪経済法科大学出版部、1995 年、134-135 項

の努力に相反して国内生産が拡大し、結果として輸出増加を招来するおそれがある。

- ⑥ 外国人労働者の送金で、母国経済の発展を期待することは困難である。
- ⑦ 定着化・定住化に伴い、教育・住宅・保健衛生などの広範な分野の社会的コストの負担の問題がある。
- ⑧ 地域社会で言葉、生活習慣等の違いを原因とする摩擦の発生のおそれがある。
- ⑨ 外国人に関する非行や犯罪の増大を招くおそれがある

以上の点と矛盾し、日本政府は経済界の強い労働力需要の要請のため、その場しのぎの単純労働者の部分開放を行った。それは、改正入管法による、研修生と日系人の受け入れであった。「研修」という在留資格は、形式的に就労できる在留資格ではないが、実際は研修生が単純労働者として従業されている。日系人は日本政府によって「血のつながり」のため、単純労働者として認められ、日本人一世の子供である日本国籍を有する二世には「日本人の配偶者等」の在留資格、日本国籍のない二・三世とその家族には「定住者」の在留資格が与えられた。この二つの在留資格は3年の定住を許可し、形式的に就労資格ではないが、就労は制限されていないため、終業許可とみなされる。従って、1990年から全ての日系人は血統主義によって、合法的に単純労働者として日本において定住できている。

## 5. 改正入管法に伴う南米日系人の「帰国」

入管法が改正される以前にも南米日系人は日本へ移民していたが、それは主に日本国籍や二種国籍を持つ一世や二世の南米日系人であった。その後1985年からは、日本国籍を有していない南米日系人も日本へ移民し始めた。なぜならば、日本政府は「日本人の配偶者等」の資格を改正したからである。当時まで、この資格は両親および祖父母が日本人である日系人のみが認められていたが、1985年から両親のいずれか一方が日本国籍を有する日系人もその「日本人の配偶者等」という資格に含まれるようになった。1988年ごろまで日本へ移民した人々は、低所得者層の人々が中心で、自国では十分に成功できなかった人々が多く、生活に困っての出稼ぎという特徴が強かった。彼らは数年間日本で就労した後に帰国し、日本での就労のメリットが日系人コミュニティに広く知られるようになり、1988年ごろから、いわゆる出稼ぎブームが起こった。この第二番目の波で日本へ移民した人々は、社会の中間層であり、生活に困ってというよりも、自国で新たな事業を始めるための費用を捻出するためや家屋や自動車などの耐久消費財を購入するために出稼ぎに行くケースが多くなった。1990年の入管法の改正後の移民の特徴は、自国への送金を目的とはせず、とりあえず日本へ行き、日本での高い賃金や消費生活を楽しまうとする若者達であった。そして、この第三番



目の移民によって、日本政府が恐れていた現象が起こった。それは家族の移民であった。

1990年に起こった入管法の改正までは、いわゆる「Uターン」する南米日系人の数がわずかであったが、入管法の改正によって、南米でのビザ申請の数は膨大に増加した。1990年に、「定住者」という資格で日本へ移民したブラジル日系人の数は12,637人であり、ペルー日系人は4,202人であったが、1993年には、ブラジル日系人は55,282人、ペルー日系人は14,274人に増えてきた。つまり、たった3年の間で、ブラジル日系人の数は42.7%、ペルー日系人は11.0%増加した。1993年の在日南米日系人の推定数はほぼ196,000人であり、その内訳は80.7%をブラジル出身、12.1%をペルー出身、5.7%をアルゼンチン出身、1.0%をボリビア出身、0.5%をパラグアイ出身の日系人が占めている<sup>1</sup>。現在、日本に滞在している南米日系人の数は310,000人を越えている<sup>2</sup>。

しかし、なぜ自国で高学歴を受けた南米日系人達（21%は博士、15%は大学生であった）は、日本で単純労働者として就労したかったのだろうか。当時の南米の経済状況を分析すると、この疑問は明らかになる。ブラジルには1980年から1991年にかけて経済危機が起こり<sup>3</sup>、ペルーのインフレ率は1990年には世界で一番高く、同時に貧困率が50%と示された<sup>4</sup>。こうして主な日系人は中間層であったにもかかわらず、日本と自国との賃金差は非常に高かったため、過酷な重労働に従事するようになった。日本は南米日系人にとって魅力的となった他の要因は、入管法の改正後に南米で発生した日系人のためのブローカーの急激な増加であった。又、新聞雑誌によって帰国した人の立身出世物語が広く知られたことも一つの要因だと言えよう。

## 6. 日本における南米日系人の状況

### 6.1 労働市場

来日した南米日系人は主に、トヨタ、スズキ、ヤマハ、ホンダなどの自動車やバイクの大手メーカー、又は家電大手メーカーのために部品等を製造する生産系列の中小メーカーで従業し、その下請け工場が大手メーカーの周辺にあるため、50%以上は愛知県、静岡県、神奈川県、埼玉県、群馬県に在住している<sup>5</sup>。

ほとんどの日系人は、ビザ申請をはじめ、航空券、就職活動、アパート探し、書類

---

<sup>1</sup> Komai, Hiroshi, *Migrant Workers in Japan*, Kegan Paul, 1995

<sup>2</sup> 海外日系人協会、<http://www.jadesas.or.jp/Pages/annai.html> (2004/05/25)

<sup>3</sup> Nikkei Brazilian Timeline, <http://camel2.concoll.edu/academics/departments/transnat/history/braziltime.html> (2004/05/25)

<sup>4</sup> Nikkei Peruvian Timeline, <http://camel2.concoll.edu/academics/departments/transnat/history/perutimeline.html> (2004/05/25)

<sup>5</sup> 渡辺雅子編著『出稼ぎブラジル人（上）論文篇「就労と生活」』明石書店、1995年、61項

手続き、子供の入学まで世話をする斡旋会社を通じて来日するが、その斡旋会社の料金は非常に高額であるため、多額の負債を抱えて来日し、初期の就労で得た報酬はその返済にあてているということである。これは雇用者にとっても問題であり、斡旋会社を通して日系人を雇用することは、直接に雇用するより高額となる。そのため、主な企業は自社の斡旋者を介して日系人を直接に募集し始めた。しかし、日系人の中では、時給が少しでもよい方へと転職する傾向があり、この形態で日系人を直接募集すると、従業員をすぐ失うため、ほとんどの会社は配偶者がいる日系人しか雇用しない。なぜならば、家族を連れている日系人は独身ほど柔軟ではないため、簡単に転職できないからである。

外国人労働者のなかでは、南米日系人が上流階級を占めている。その理由は、彼らが合法労働者であり、又、他の外国人労働者と比べると、彼らの給与が一番高いからである。外国人の単純労働者の平均賃金は 700 円から 800 円であるが、日系人の平均賃金は 1,200 円までに達する<sup>1</sup>。その上、日系人に対しての労働条件は比較的よい。日系人は主に中企業で従業しているが、外国人の不法労働者は、労働条件が最もきつく、危険である小企業で従業している。この現象の要因は、日系人が合法的に従業できるため、小企業にとって高価でありすぎるからである。従って、日系人は日本政府の目的と期待通りに外国人不法労働者の代用になっていないと言える。逆に、外国人不法労働者の数は入管法改正後から毎年増加している。

## 6.2 社会的な問題

南米日系人が日本に来ると、第一の問題は言語の問題である。ある調査によると、43.5%は日本語が分かる、27.9%は日本語が話せる、14.0%は日本語が読める、そして11.2%は日本語が書ける<sup>2</sup>。世代的に分けると、三世代より二世代、二世代よりは一世代の方が、日本語の能力は高い。そして、非日系人、つまり日系人の配偶者の日本語能力は簡単な挨拶の程度である。日本語の不自由さのため、彼らは、特に職場で、よく困ることがある。見た目日本人と区別できないため、日本人が彼らは当然に日本語ができると思うため、日本人に何かを聞くと、「あそこに書いてあるでしょう」という風に答えられることもよく起こる。

言語問題の他に、「文化の壁」と言われている問題も現れる。南米日系人は遺伝子的に日本人だと言っても、文化の背景は全く異なる。従って、南米日系人達が無意識に日本の礼節を破るのは不思議なことではない。特に、上下関係が最も厳しい日本の会社では、文化的な誤解のため、日系人と日本人との間で様々な摩擦が発生している。

---

<sup>1</sup> Mori, Hiromi, *Immigration Policy and Foreign Workers in Japan*, N.Y.: St. Martin's Press, 1997

<sup>2</sup> Komai, Hiroshi, *Migrant Workers in Japan*, Kegan Paul, 1995

たとえば、日本では、話し相手の目を見るのは失礼なことであるが、ブラジルでは、常識であるため、話す時にずっと見つめられている日本人の上司は、ブラジル人が生意気だと思ふことになる。その上、我慢して頑張る日本人と比べて、南米日系人は一般的に自己主張が強いといわれ、上下関係にあまりとらわれず、上司に堂々と意見を述べる。上下関係の問題を除いて、「労働の文化」の違いに基づいたあらゆる摩擦の点がさらに起こっている。それは、南米日系人の職場での私語、日本人の感覚に比べると遅いテンポあるいは仕事に対する怠慢などである。

言うまでもなく、この「文化の壁」の現象は職場以外、日常生活でも表れている。上述のように、南米日系人は従業のため、自動車やバイクの大手メーカーの周辺の会社の寮や団地に在住し、短い間に日系人コミュニティが発生した。その結果、同じ団地や周辺に住んでいる日本人移住者にかなりの不満を抱かせている。なぜならば、にぎやかな生活が好きな南米日系人は友達を呼んで、夜遅くまでわいわい騒ぐこともあり、子供達は団地の前で、日本人の子供達も交え、夜中まで大声で遊んでいるためである。言葉が通じないため、日本人が注意しても効果がないということが大きな障害となっている。又、南米日系人はゴミ処理を正しくしないという非難も強くなっている。逆に、南米日系人の方は、日本人と仲良くなれないという不満もある。

この様々な問題のため、南米日系人が多い地方の自治体は、社会的サービスを単純化し、同時に促進することにした。例えば、外国人が市の人口の約 2.0%を占めている浜松市は、ポルトガル語やスペイン語が話せる公務員を雇い、南米日系人とその子供のために、日本語の授業も提供し、1992年に「UmGuia」というポルトガル語版の浜松生活ガイドを発行し、在住ブラジル人向けに総合的な市民生活情報の提供を行うようになった<sup>1</sup>。これらを通して、日系人にとっての生活状況は容易になったが、日本社会への「統合」はその手段によって生じるわけではない。かえって、日系人のために様々なサービスがあれば、あるほど日本語を習う必要や日本社会に合わせる必要がないという感覚が強くなる。従って、この状況によって、「ディアスポラ」<sup>2</sup>という現象が起こることがある。南米日系人も南米のレストランやスーパーを開店し、ポルトガル語・スペイン語の新聞やラジオ放送局を経営し、自分の環境を創造し始め、南米日系人コミュニティでも、「ディアスポラ」の現象が徐々に発生してきている。

### 6.3 子供の教育

入管法改正後、来日する南米日系人の数が急増したと共に、家族の呼び寄せや家族全員での来日も増加した。出稼ぎ移民の中において、一番多く被害を受けるのは、移民者の子供である。なぜならば、子供達の場合は、言語の問題があるだけではなく、

<sup>1</sup> 渡辺雅子編著『出稼ぎブラジル人(上) 論文篇「就労と生活」』明石書店、1995年、171項

<sup>2</sup> 他国に分散移住した少数異民族の移住地区。また、その共同体。

さらにそれを伴う教育の問題も起こるためである。親を最も悩ませる問題は、子供にどんな教育を与えるかであり、多くの家族は、将来どのような生活を送りたいかによってそれを決定する。来日した家族の将来には主に二つの道がある。一つは定住することであり、もう一つは自国への帰国である。

一年か二年だけ在日することを決定した家族は、親が最初から子供を日本の学校に通わせないという現象がよく現れる。なぜならば、帰国後自国の学校に通わせる場合に、まず日本での就学が評価されるかどうかという問題があるからである。また、日本で小学校や中学校を卒業した場合でも、自国で日本の卒業証書が有効であるかどうかという問題もある。日本の学校に通ったとしても、子供らは自国の地理、歴史のような科目を学習することがなく、さらに母国語能力が不十分である場合、ほとんどの子供達は、帰国後、通常より低い学年に入学することになる。

日本で定住する道を選んだ家族の場合は、子供達にとって日本社会で生活していくための最低限の学歴取得が必要であり、高校進学という問題に直面する。幼稚園や小学校の時に来日した子供達にとっては、日本の言語や文化的背景を獲得する可能性が高く、そのことにより高校進学の可能性も高くなる。しかし、中学生で来日した子供にとっては、日本の子供達と同じ条件で高校進学競争することは、ほとんど不可能となっている。従って、自国では普通に大学まで進学し、一定のステイタスを得たはずの子供達は、日本社会ではそれが確保できない状況になっている。

どちらの道を選んでも、子供達はいつも悪い影響を受けているといえる。

## 7. 結論

南米日系人の移民は日本政府によって期待された効果はなかった。不法入国者の数は予想した通りには減少せず、逆に毎年増加してきた。出稼ぎのために来日した日系人は不法外国人労働者の代わりに小企業で就労することはなく、代えて中企業などで新しい労働力の集団を発生させた。その上、上述のように「血のつながり」にもかかわらず、文化的な違いのため、様々な問題が起こっている。

在日南米日系人は新しいマイノリティーを形成しており、日本社会にも様々な影響を与え始めている。日系人が多い地方の自治体は外国人のために行政を改良し、ある学校はバイリンガルの授業を提供し始めた。こういう影響は政治や社会的な分野だけでなく、イデオロギー的な日本人論の分野にも広がってきている。つまり、日系人の存在は、日本人とは何かという疑問、そして「日本人」と「外国人」の定義を非常に曖昧にする。なぜならば、日系人は遺伝の視点から見て全く日本人であり、外観的にも日本人と変わらないが、表現や態度は他のアジア人よりも日本人と全て異なるためである。まさにそれゆえに、日系人は、日本政治や社会の外国人に対する再考させるチャンスを与える存在となっている。

日本政府は日系人の移民について回顧的に次のように論じた。「平成2年の出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正から10年を経て、日系人の本邦就労者及びその家族を巡る問題も多様化してきている。経済・社会のグローバル化が進展する中で、日本の社会全体が、外国人とも分け隔てなく共生できる社会となっていかなければならないが、とりわけ我が国が少子高齢化による人口減少時代に向かいつつある時、本邦在住の存在は、日本社会のグローバル化の先駆的ケースも見なし得るものである。」<sup>1</sup>。しかし、日本社会がそういう理想的な社会になるためには、日本政府は、まず血統主義に基づく外国人労働者の受け入れ方をやめ、在日中国人や在日韓国人などのマイノリティーを原則的に認め、入国政策を全体的に見直すべきである。それを達成しないままでは、このような表現は偽善的な響きを持つことになるだろう。

## 参考文献

- 岡部牧夫著『日本史リブレット 56：海を渡った日本人』山川出版社、2002年。  
中本博皓著『グローバル化時代を迎えて日本経済と外国人労働者政策－現状と課題』税務経理協会、2001年。  
後藤純一著『外国人労働の経済学』東洋経済新報社、1990年。  
梶田孝道著『外国人労働者と日本』日本放送出版協会、1994年。  
村下博著『外国人労働者問題を斬る』部落問題研究所、1995年。  
本多淳亮、村下博著『外国人労働者問題の展望』大阪経済法科大学出版部、1995年。  
渡辺雅子編著『出稼ぎブラジル人（上）論文篇「就労と生活」』明石書店、1995年。  
中島喬、梶田孝道編『外国人労働者から市民へ』有斐閣、1996年。  
Mori, Hiromi, *Immigration Policy and Foreign Workers in Japan*, N.Y.: St. Martin's Press, 1997.  
Komai, Hiroshi, *Migrant Workers in Japan*, Kegan Paul, 1995.  
外務省ホームページ、  
[www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/gaiyo/mede/nikkei.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/gaiyo/mede/nikkei.html) (2004/05/25)  
外務省「海外移住審議会意見、海外日系人社会との協力に関する今後の政策」、  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shingikai/ijyu/nikkei.html> (2004/05/25)  
Nikkei Brazilian Timeline,  
<http://camel2.concoll.edu/academics/departments/transnat/history/braziltime.html> (2004/05/25)  
Nikkei Peruvian Timeline,  
<http://camel2.concoll.edu/academics/departments/transnat/history/perutimeline.html> (2004/05/25)  
海外日系人協会、<http://www.jadesas.or.jp/Pages/annai.html> (2004/05/25)

---

<sup>1</sup> 外務省「海外移住審議会意見、海外日系人社会との協力に関する今後の政策」、  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shingikai/ijyu/nikkei.html> (2004/05/25)